# 平成27年1月より

# 高額療養費の自己負担額が見直しになります

健康保険では医療費が高額になったときのために、所得に応じて自己負担限度額（自己負担上限額）が定められています（**高額療養費**）。
この負担限度額をより負担能力に応じたものとするために、収入の区分がこれまでの3段階から**5段階**に細分化されます。
所得区分の見直しにより、所得が多い人は負担が重くなり、少ない人は負担が軽減されます。

## ＜70歳未満の方＞

**現行**

| | 所得区分（標準報酬月額） | 1か月の自己負担限度額 |
|---|---|---|
| A | 上位所得者（月額53万円以上） | 150,000円＋(医療費-500,000円)×1% |
| B | 一般所得者（上位所得者・低所得者以外） | 80,100円＋(医療費-267,000円)×1% |
| C | 低所得者（住民税非課税の方） | 35,400円(定額) |

**見直し**

| | 所得区分（標準報酬月額） | 1か月の自己負担限度額 |
|---|---|---|
| ア | 月額83万円以上 | 252,600円＋(医療費-842,000円)×1% |
| イ | 月額53万円～79万円 | 167,400円＋(医療費-558,000円)×1% |
| ウ | 月額28万円～50万円 | 80,100円＋(医療費-267,000円)×1% |
| エ | 月額26万円以下 | 57,600円(定額) |
| オ | 低所得者（住民税非課税の方） | 35,400円(定額) |

## ＜70歳以上の方＞

**現行**

| 所得区分 | | 1か月の自己負担限度額 | |
|---|---|---|---|
| | | 外来(個人毎) | |
| Ⅳ | 現役並所得者（標報28万円以上） | 44,400円 | 80,100円＋(医療費-267,000円)×1% |
| Ⅲ | 一般所得者（現役並所得者・低所得者以外） | 12,000円(70～74歳は政令本則24,600円) | 44,400円＋(70～74歳は政令本則62,100円) |
| Ⅱ | 低所得者Ⅱ（住民税非課税、年金収入80～160万円） | 8,000円 | 24,600円 |
| Ⅰ | 低所得者Ⅰ（住民税非課税、年金収入80万円以下） | | 15,000円 |

**見直し**

| 所得区分 70～74歳(3割・2割負担の者) | | 1か月の自己負担限度額 | |
|---|---|---|---|
| | | 外来(個人毎) | |
| Ⅳ | 現役並所得者（標報28万円以上） | 44,400円 | 80,100円＋(医療費-267,000円)×1% |
| Ⅲ | 一般所得者（標報26万円以下） | 12,000円 | 44,400円 |
| Ⅱ | 低所得者Ⅱ（住民税非課税、年金収入80～160万円） | 8,000円 | 24,600円 |
| Ⅰ | 低所得者Ⅰ（住民税非課税、年金収入80万円以下） | | 15,000円 |

| | |
|---|---|
| ・70～74歳(1割負担の者)<br>・75歳以上 | 据え置き |